ニュー・ニッチ　日本小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書
（請求目論見書）
2026．７．16

カレラアセットマネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）です。

本書により行うニュー・ニッチ 日本小型株ファンドの受益権の募集については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第5条の規定により有価証券届出書を 2026 年 7 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 7 月 16 日にその効力が発生しております。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資するなど値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

発行者名	カレラアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 廣川 雅一
本店の所在の場所	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 12 階
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

頁

第一部　証券情報 …… 1
第二部　ファンド情報 …… 4
　第１　ファンドの状況 …… 4
　　１　ファンドの性格 …… 4
　　２　投資方針 …… 10
　　３　投資リスク …… 17
　　４　手数料等及び税金 …… 22
　　５　運用状況 …… 26
　第２　管理及び運営 …… 32
　　１　申込（販売）手続等 …… 32
　　２　換金（解約）手続等 …… 32
　　３　資産管理等の概要 …… 34
　　４　受益者の権利等 …… 37
　第３　ファンドの経理状況 …… 38
　　１　財務諸表 …… 41
　　２　ファンドの現況 …… 50
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要 …… 51
第三部　委託会社等の情報 …… 52
　第１　委託会社等の概況 …… 52
　　１　委託会社等の概況 …… 52
　　２　事業の内容及び営業の概況 …… 53
　　３　委託会社等の経理状況 …… 54
　　４　利害関係人との取引制限 …… 80
　　５　その他 …… 80
信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるカレラアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に対し3.30％（税抜3.00％）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「分配金再投資コース」については、後記「（12）その他④、⑤」をご参照下さい。

（６）【申込単位】

申込単位は、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。
詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（７）【申込期間】

2026年７月16日から2027年７月15日まで
（申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。
申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
② 原則として、取得・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが各営業日の午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
③ 金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
④ 当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑥ 取得申込金額に利息は付きません。

⑦ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度では

・原則として受益証券を保有することはできません。

・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/

・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は 1,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル	
一般	年２回	（日本を含む）	
大型株	年４回	日本	ファミリー
中小型株	年６回	北米	ファンド
債券	（隔月）	欧州	
一般	年 12 回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	ファンド・オ
その他債券	その他	アフリカ	ブ・ファンズ
クレジット	（　　）	中近東	
属性（　　）		（中東）	
不動産投信		エマージング	
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合（　　）			

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

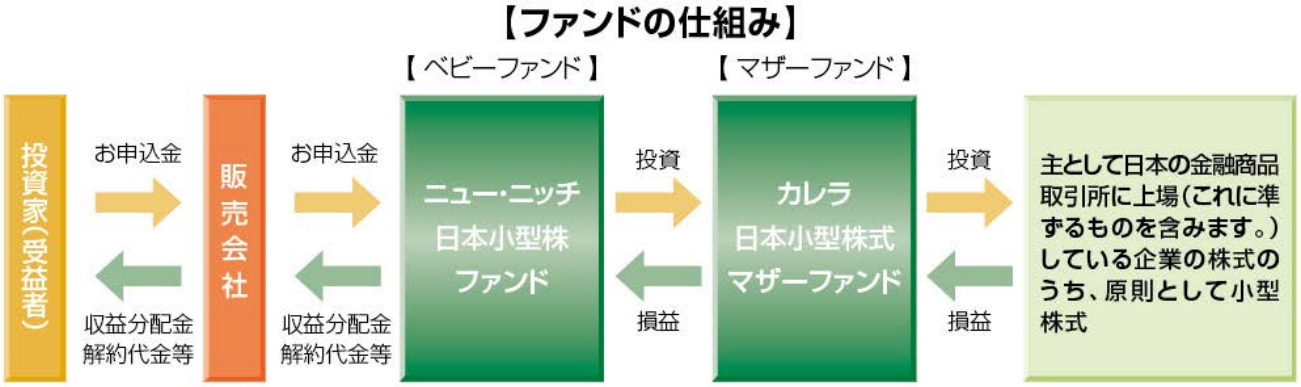
属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券(株式)）	目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年２回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

◆ カレラ 日本小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式に直接投資する場合があります。



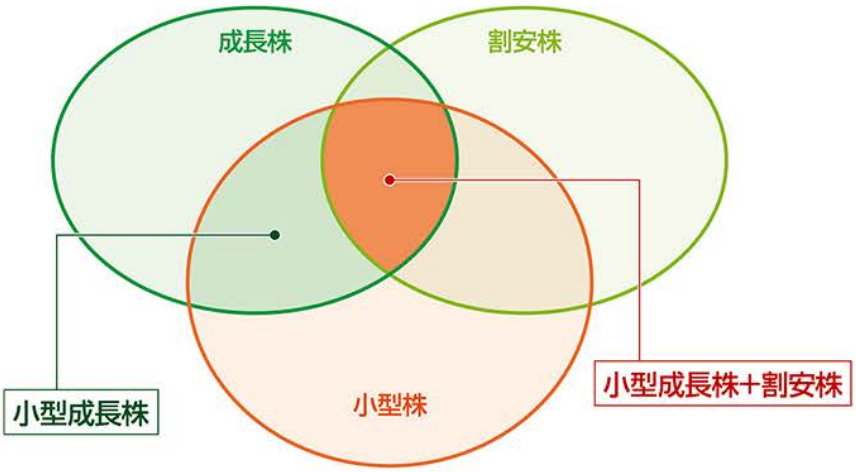
なぜ小型株

①株式市場ではINDEX運用の比率が高まってきました。大型・コア銘柄の株価形成が海外投資家動向に依存する傾向にあります。株式市場は大型・コア銘柄へ投資の集中（縦への上伸、主要指数を意識した投資）が、中小型株への投資の分散（横への展開、絶対リターンを意識した投資）へ変化しつつあると推測します。

②小型株には、ほとんどの投資家から注目されていない魅力的な銘柄が存在し、それ故成長性・割安性に見合った株価形成がなされていない銘柄が存在します。

内需中心、隙間市場（内外大企業の新規参入が少ない）で成長が期待できる小型株（小型成長株）が注目されると予想

投資のターゲット



株式投資では一般的に、

割安株…
PBRが低い銘柄（ただし、資産価値が時価ベースで毀損する可能性がある銘柄は除外）

成長株…
利益成長率の高い銘柄、一般的にPERが高いが、その内注目度の低い小型株の中には低PERまたは低PBR銘柄が存在

小型株…
TOPIX500（大型・中型株指数）の構成銘柄の時価総額はおおよそ2000億円以上

従って2000億円以下が小型株

小型成長株+割安株または**小型成長株**が主要投資対象
原則として時価総額2000億円以下の銘柄が主要投資対象

株式市場を牽引するファクター

factor 1 GX（≒再生可能エネルギーへの転換）
今後10年間で150兆円超の官民投資

※GXとは「グリーントランスフォーメーション」を指します。

factor 2 設備投資の大潮流
日本企業の国内回帰 ＋ 外国企業の日本国内への直接投資

factor 3 東証の市場改革と資産運用立国

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

factor 1 GX（グリーントランスフォーメーション、再生可能エネルギーへの転換）

再生可能エネルギー（以降、再エネ）への転換がもたらす激震

再エネ発電設備・流通及び電力消費等ほとんどすべて産業が関わる

❶ メガソーラー、バイオマス発電、風力、地熱、原子力、ダム、水素・アンモニア火力発電
❷ 送電線、蓄電池、パワーコンディショナー、省電力技術、充電スポット
❸ 車両、船舶、建物、鉄鋼業他
❹ アンモニア、水素等の流通・貯蔵、水素スタンド

規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指します。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行います。また、20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う予定です。

今後10年間の官民投資額全体			
150兆円超	非化石エネルギーの推進	約60兆円～	再生可能エネルギーの大量導入、原子力（革新炉等の研究開発）、水素・アンモニア等
	需給一体での産業構造転換・抜本的な省エネの推進	約80兆円～	製造業の省エネ・燃料転換（例：鉄鋼・化学・セメント・紙・自転車）、脱炭素目的のデジタル投資、蓄電池産業の確立、船舶・航空機産業の構造転換、次世代自動車、住宅・建築物等
	資源循環・炭素固定技術など	約10兆円～	資源循環産業、バイオものづくり、CCS等

出所：資源エネルギー庁資料よりカレラAM作成（2026年6月10日現在）

factor 2 設備投資の大潮流

安全保障上重要な産業について中国外での工場建設・設備投資（内外企業）

❶ 日本企業製造拠点の国内回帰
❷ 外国企業による日本国内への（対内）直接投資（熊本県での半導体工場など）

← 国策+円安+低金利+低賃金+潤沢な資金+整備されたインフラ

極端に少ない海外から日本への直接投資

OECD加盟国の対内直接投資残高（対名目GDP比（2024年））

上位5カ国			下位5カ国		
順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP（%）	順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP（%）
1	ルクセンブルク	1273.7	35	ドイツ	26.5
2	オランダ	216.4	36	イタリア	20.6
3	アイルランド	192.1	37	トルコ	16.2
4	スイス	99.5	38	韓国	13.6
5	エストニア	82.8	39	日本	5.1

出所：UNCTAD stat.よりカレラAM作成（2026年6月10日現在）

対日直接投資は2024年末で名目GDP（2024年約608兆円）の5.1%
OECD平均53%になるとすれば、約291兆円の対内投資、ドイツ並みで約130兆円、フランス並みで約155兆円の対内投資になると予想されます。

factor 3 東証の市場改革と資産運用立国

東証の時価総額成長を目指しての諸施策

❶ プライム市場の上場基準の厳正化＝市場全体の整備
❷ 個々の上場企業の成長促進
　・上場企業に企業価値向上（ROE向上）を促す取り組み強化
　・PBR1倍割れ上場企業への要請（内部留保を投資、株主還元へ振向け）

↔ **新NISA導入**
株式市場の活性化、
国内資金の効率的再配分

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

◆ 年２回（原則として毎年４月 15 日、10 月 15 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
◆ 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

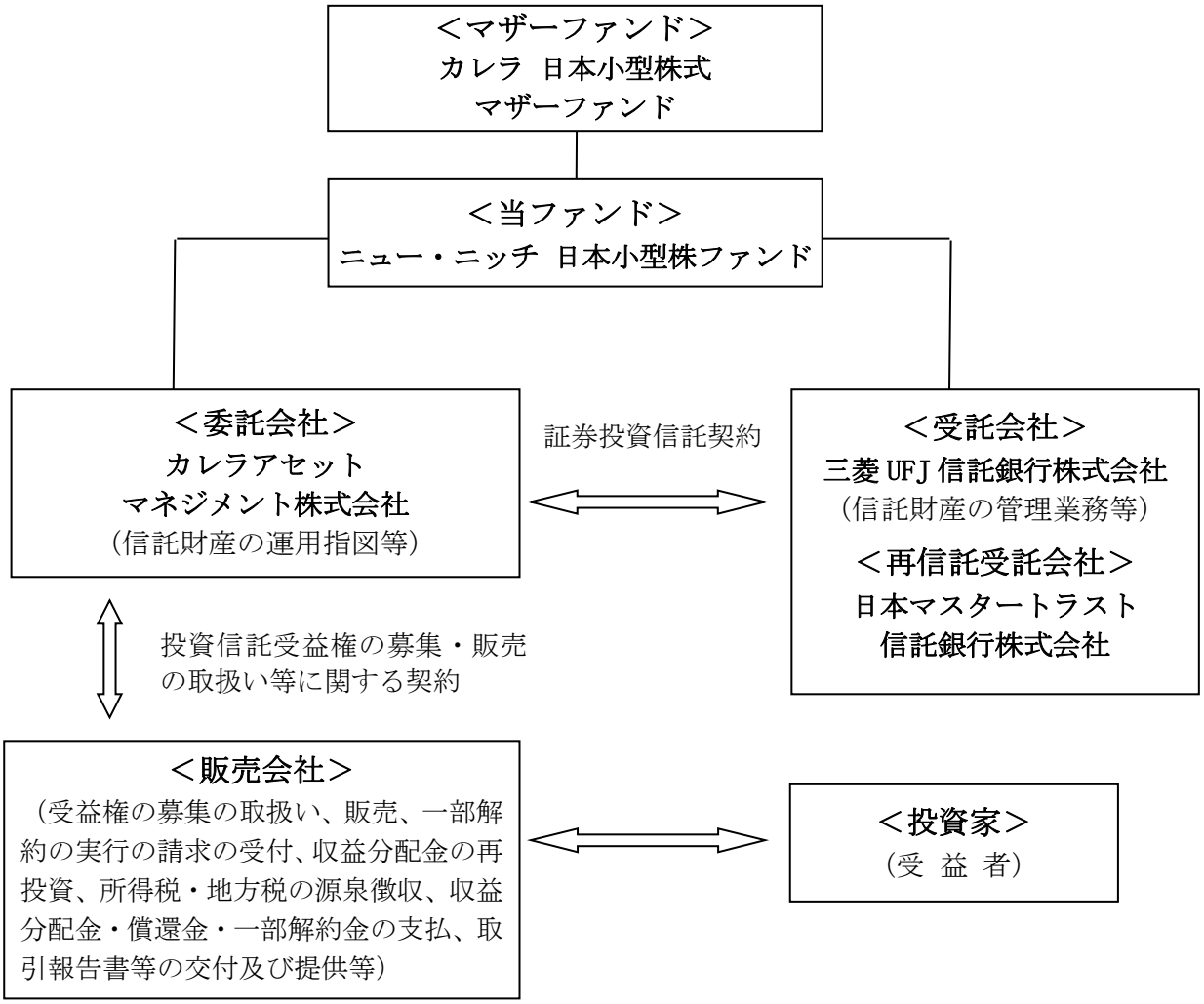
・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

2020年４月20日　信託契約締結、当初設定、運用開始
2023年７月14日　信託期間を2030年４月15日までから2053年４月15日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．カレラアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ．資本金の額（2026年５月末日現在）

資本金　　１億6,240万円

発行済株式の総数　　790株（普通株式）

ロ．委託会社の沿革

2011年７月　カレラアセットマネジメント株式会社設立

2012年４月　金融商品取引業登録　　関東財務局長（金商）第2636号

ハ．大株主の状況（2026年５月末日現在）

名称	住所	保有株式数	比率
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号	400株	50.6%
安藤　敏行	東京都世田谷区	390株	49.4%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

カレラ 日本小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式に直接投資する場合があります。

② 投資態度

イ．主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

ロ．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ハ．株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポートフォリオを構築します。

ニ．株式への実質投資割合は、原則として高位（概ね80％以上）を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。

ホ．株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とすることを基本とします。

ヘ．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ．およびハ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 委託会社は、信託金を、主としてカレラアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるカレラ 日本小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２.から６.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち２.から６.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で上記５.の権利の性質を有する本邦通貨表示のもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下

している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前記⑤及び⑥において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

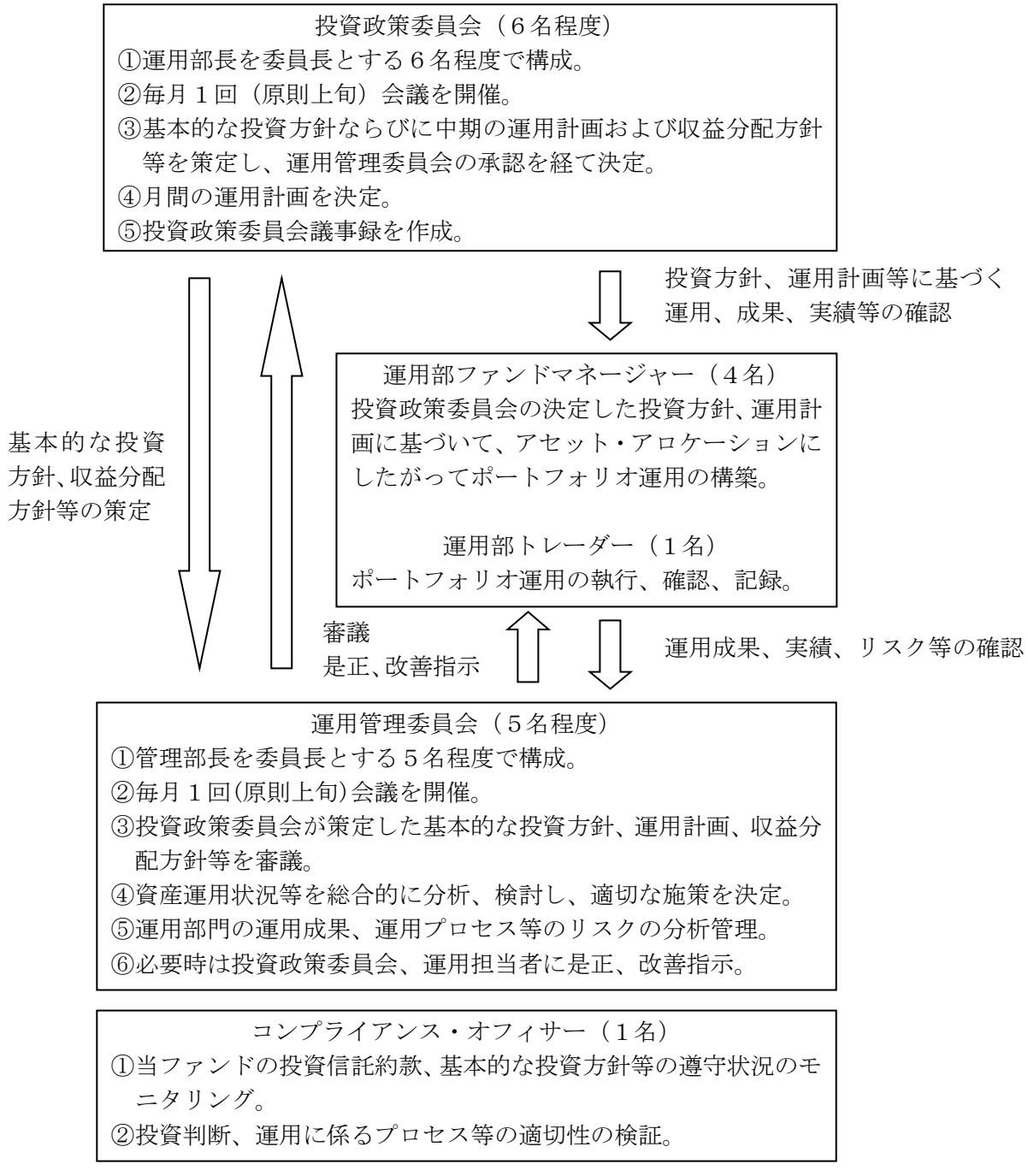
⑨ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（３）【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドについて、委託会社の投資政策委員会が、運用部が企画、立案して作成した商品概要に基づいて、基本的な投資方針である運用哲学（運用の目的）、運用プロセス、運用手法ならびに中期（四半期または半期をいいます。）の運用計画および収益の分配方針等を策定し、運用管理委員会の承認を経て決定し、さらに原則として毎月上旬に、前月までの実績を分析したうえで、月間および中期の運用計画を決定する運用体制としております。
また、運用管理委員会、コンプライアンス・オフィサーにおいて、運用管理、リスク管理等を行い、必要があれば、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善を指示します。



② 内部管理体制

当ファンドの投資信託約款、基本的な投資方針等に則した適正な運営を行うべく、管理部門により運用管理業務、コンプライアンス部門によるモニタリングおよび内部監査室による業務監査を行い、適切性の確保に努める体制としております。また、運用管理委員会において当ファンドの資産運用状況等を総合的に分析、検討し適切な施策を決定するとともに、運用部門の運用成果、運用プロセス等のリスク管理を行います。また、必要なときは、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善指示を行い、その結果を検証します。

なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（投資信託業務に係る方法書、投資信託財産運用に係る業務運営規程、投資信託財産運用に係る細則等の社内規程、その他業務に関係する社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は2026年５月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年２回（原則として毎年４月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。
⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
⑬ 資金の借入れ
イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

＜法令等による投資制限＞
① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）
委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針等
(1) 主要投資対象
日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度
① 主として、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
② 株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選し

ます。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポートフォリオを構築します。
③ 株式への投資割合は、原則として高位（概ね80％以上）を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。
④ 株式以外の資産の投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とすることを基本とします。
⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④ 外貨建資産への投資は行いません。
⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑧ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
⑨ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
⑩ 金利先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。
⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

当ファンドは、主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資するなど値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

一般に小型株式や新興企業の株式の発行企業は、株式発行企業全体の平均に比べて事業規模が比較的小さいため、信用リスクは相対的に高くなる場合があります。

③ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑤ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

（2）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付、ご換金に制限を設けることがあります。

① 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

当ファンドが実質的に保有する資産の市場環境等の状況により、実質的な保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、実質的な株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が急変した場合

・大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合

当ファンドは、受益権口数が３億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

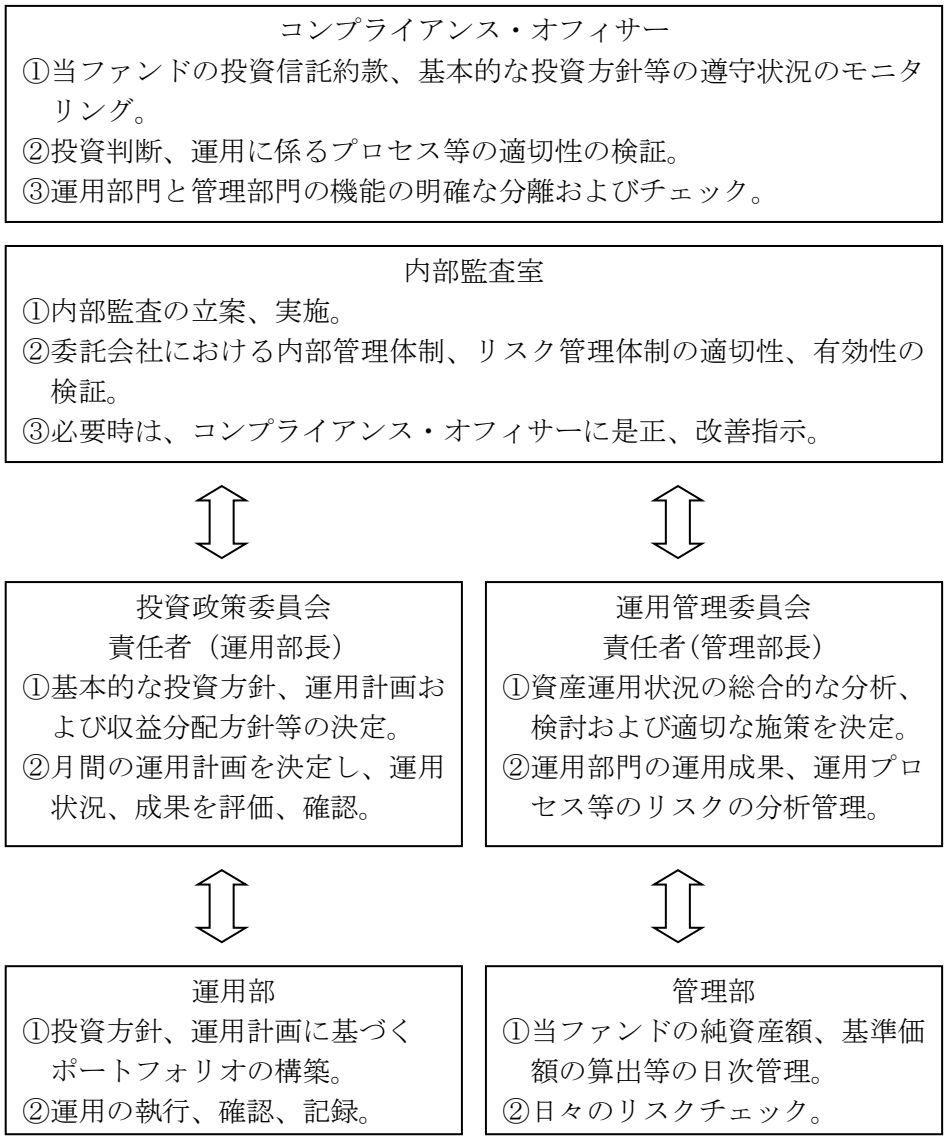
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（3）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

② リスク管理担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- 関係する法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- 資産運用は、運用部、管理部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資信託約款の遵守等、運用部、管理部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - 関係する法令諸規則、投資信託約款の遵守状況のモニタリング
 - 取引の妥当性のチェック、検証
 - 利益相反取引のチェック、検証

◆ 内部監査室

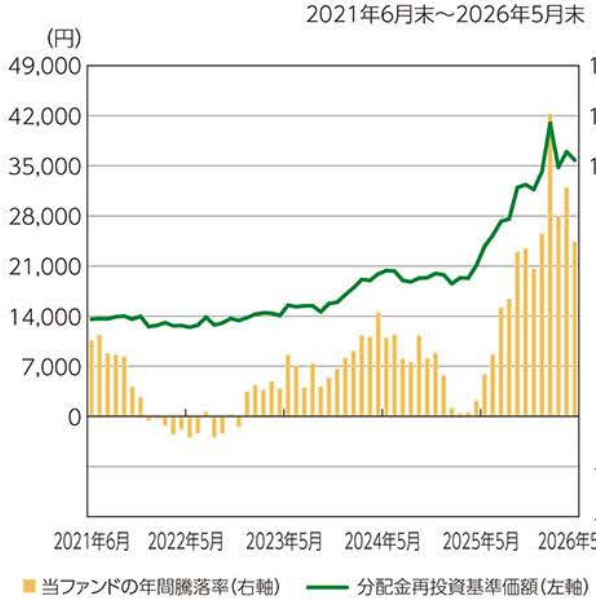
・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は2026年５月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年6月末～2026年5月末



*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

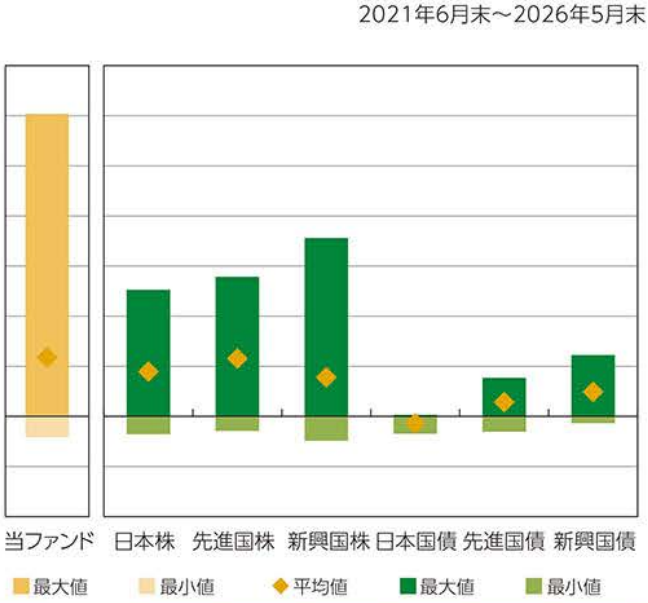
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2021年6月から2026年5月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年6月末～2026年5月末



	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	23.6	17.9	23.1	15.6	△2.8	5.7	9.8
最大値	120.7	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△8.3	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数(TOPIX)
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

① 運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4685%（税抜1.335%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.5500%（税抜0.500%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.8800%（税抜0.800%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0385%（税抜0.035%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

② 上記①の信託報酬額は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
④ 前記①、②、③の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
1．法律顧問に対する報酬および費用
2．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷、交付及び提供等に係る費用
5．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6．組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
7．投資信託振替制度に係る手数料および費用
8．証券投資信託管理事務委託手数料
9．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
10．その他、投資信託設定に伴う諸費用
・監査費用：ファンド監査にかかる費用
・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料
・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用
⑤ 委託会社は前記①、②、③、④に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。
⑥ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
※「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて
（注）所得税については、別途、所得税の額に対し、2.1％の金額が復興特別所得税として徴収されます。
なお、2027年１月１日以降、別途、所得税の額に対し、1.1％の金額が復興特別所得税として、１％の金額が防衛特別所得税として徴収されます。

１．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

・　収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20％（所得税 15%および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

・　解約時および償還時の差益(譲渡益)は譲渡所得として､20％(所得税15%および地方税５％)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

※　解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

※　少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※　買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

２．法人受益者の場合

収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・　収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

・　源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

② 個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

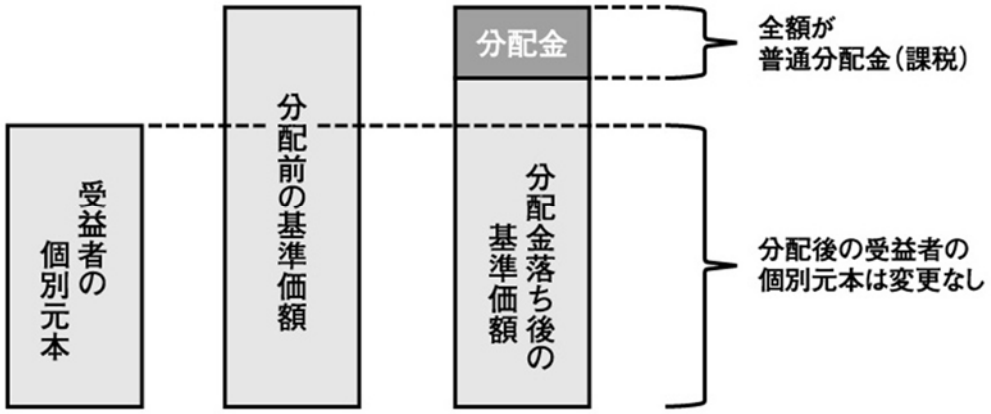
・　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

・　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

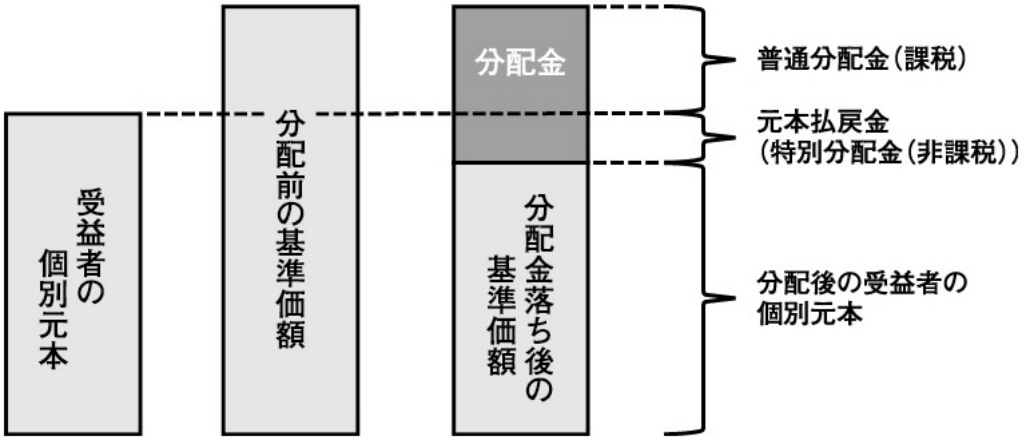
・　収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※　税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/

・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2025年10月16日～2026年4月15日）の総経費率（年率）

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.59%	1.47%	0.12%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

「ニュー・ニッチ　日本小型株ファンド」

（令和８年５月 29 日現在）

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,939,313,352	98.20
現金・預金・その他資産（負債控除後）	－	35,446,127	1.79
合計(純資産総額)		1,974,759,479	100.00

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜参考＞カレラ 日本小型株式マザーファンド

（令和８年５月 29 日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	11,723,430,900	86.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	1,753,383,613	13.01
合計(純資産総額)		13,476,814,513	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位 30 銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

（令和８年５月 29 日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	カレラ 日本小型株式マザーファンド	240,908,491	8.0990	1,951,132,759	8.0500	1,939,313,352	98.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

（令和８年５月 29 日現在）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.21
合計	98.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

＜参考＞カレラ 日本小型株式マザーファンド

（令和８年５月 29 日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率(%)
日本	株式	豊和工業	機械	345,000	1,388.00	478,860,000	1,783.00	615,135,000	4.56
日本	株式	東洋炭素	ガラス・土石製品	74,000	6,680.00	494,320,000	7,560.00	559,440,000	4.15
日本	株式	助川電気工業	精密機器	93,000	5,420.00	504,060,000	5,360.00	498,480,000	3.70
日本	株式	カーリット	化学	197,500	2,712.60	535,738,962	2,446.00	483,085,000	3.58
日本	株式	日本アビオニクス	電気機器	81,000	5,980.00	484,380,000	5,820.00	471,420,000	3.50
日本	株式	沖電気工業	電気機器	132,000	3,150.00	415,800,000	3,545.00	467,940,000	3.47
日本	株式	長野計器	精密機器	140,000	3,075.00	430,500,000	3,285.00	459,900,000	3.41
日本	株式	放電精密加工研究所	機械	166,000	2,823.58	468,714,298	2,744.00	455,504,000	3.38

日本	株式	東京計器	精密機器	75,000	6,808.96	510,672,405	5,920.00	444,000,000	3.29
日本	株式	三菱化工機	機械	122,000	3,660.00	446,520,000	3,590.00	437,980,000	3.25
日本	株式	中国塗料	化学	129,000	3,020.00	389,580,000	3,360.00	433,440,000	3.22
日本	株式	石川製作所	機械	225,000	1,750.46	393,853,561	1,911.00	429,975,000	3.19
日本	株式	寺崎電気産業	電気機器	128,000	3,825.00	489,600,000	3,340.00	427,520,000	3.17
日本	株式	中北製作所	機械	82,000	5,660.00	464,120,000	5,170.00	423,940,000	3.15
日本	株式	ダイハツインフィニアース	輸送用機器	142,500	3,295.00	469,537,500	2,953.00	420,802,500	3.12
日本	株式	ＩＭＶ	精密機器	162,500	2,650.95	430,780,280	2,556.00	415,350,000	3.08
日本	株式	ジャパンエンジンコーポレーション	輸送用機器	48,000	10,823.13	519,510,275	8,610.00	413,280,000	3.07
日本	株式	Ｋ＆Ｏエナジーグループ	鉱業	100,000	4,605.00	460,500,000	4,120.00	412,000,000	3.06
日本	株式	東鉄工業	建設業	96,000	4,691.22	450,357,894	4,265.00	409,440,000	3.04
日本	株式	太平電業	建設業	120,000	2,715.67	325,880,815	2,756.00	330,720,000	2.45
日本	株式	オカムラ食品工業	食料品	205,000	1,267.00	259,735,000	1,613.00	330,665,000	2.45
日本	株式	明星工業	建設業	178,800	1,779.83	318,234,296	1,738.00	310,754,400	2.31
日本	株式	木村工機	機械	28,000	12,292.79	344,198,150	10,650.00	298,200,000	2.21
日本	株式	平田機工	機械	91,000	3,035.93	276,270,450	2,877.00	261,807,000	1.94
日本	株式	東京エネシス	建設業	101,700	2,308.00	234,723,600	2,450.00	249,165,000	1.85
日本	株式	正興電機製作所	電気機器	105,000	2,564.74	269,297,855	2,258.00	237,090,000	1.76
日本	株式	名村造船所	輸送用機器	60,000	4,375.00	262,500,000	3,735.00	224,100,000	1.66
日本	株式	レオン自動機	機械	137,000	1,560.39	213,774,229	1,455.00	199,335,000	1.48
日本	株式	タクマ	機械	55,000	3,255.00	179,025,000	3,395.00	186,725,000	1.39
日本	株式	泉州電業	卸売業	26,900	6,421.10	172,727,777	6,400.00	172,160,000	1.28

（注）　投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別及び業種別の投資比率）

（令和８年５月 29 日現在）

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	鉱業	3.06
	建設業	9.65
	食料品	2.45
	化学	6.80
	ガラス・土石製品	4.15
	鉄鋼	1.13
	機械	25.24
	電気機器	11.90
	輸送用機器	7.85
	精密機器	13.49
	卸売業	1.28
合計		86.99

（注）　投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

令和８年５月 29 日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間末 または各月末	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額(円) （分配落）	1口当たり 純資産額(円) （分配付）
第１期 （令和２年　10月15日）	672,353,422	703,404,281	1.0827	1.1327
第２期 （令和３年　４月15日）	718,813,237	747,487,789	1.2534	1.3034
第３期 （令和３年　10月15日）	785,931,608	818,377,855	1.2111	1.2611
第４期 （令和４年　４月15日）	515,058,755	539,164,411	1.0683	1.1183
第５期 （令和４年　10月17日）	426,099,132	438,312,853	1.0466	1.0766
第６期 （令和５年　４月17日）	441,374,230	452,880,559	1.1508	1.1808
第７期 （令和５年　10月16日）	368,840,134	385,216,043	1.1262	1.1762
第８期 （令和６年　４月15日）	547,598,142	566,777,180	1.4276	1.4776
第９期 （令和６年　10月15日）	652,468,290	676,727,278	1.3448	1.3948
第10期 （令和７年　４月15日）	795,632,611	827,908,436	1.2326	1.2826
第11期 （令和７年　10月15日）	1,607,975,170	1,649,873,063	1.9189	1.9689
第12期 （令和８年　４月15日）	1,934,011,206	1,975,041,609	2.3568	2.4068
令和７年　５月末日	992,964,071	—	1.4452	—
令和７年　６月末日	1,267,088,302	—	1.6275	—
令和７年　７月末日	1,395,442,974	—	1.7322	—
令和７年　８月末日	1,533,557,890	—	1.8655	—
令和７年　９月末日	1,576,393,930	—	1.8895	—
令和７年　10月末日	1,796,628,343	—	2.1339	—
令和７年　11月末日	1,863,664,712	—	2.1605	—
令和７年　12月末日	1,830,354,297	—	2.1155	—
令和８年　１月末日	1,905,661,807	—	2.2820	—
令和８年　２月末日	2,326,697,123	—	2.7331	—
令和８年　３月末日	1,991,356,321	—	2.3230	—
令和８年　４月末日	2,034,398,231	—	2.4158	—
令和８年　５月末日	1,974,759,479	—	2.3407	—

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第１期 (令和２年４月20日～令和２年10月15日)	0.0500
第２期 (令和２年10月16日～令和３年４月15日)	0.0500
第３期 (令和３年４月16日～令和３年10月15日)	0.0500
第４期 (令和３年10月16日～令和４年４月15日)	0.0500
第５期 (令和４年４月16日～令和４年10月17日)	0.0300
第６期 (令和４年10月18日～令和５年４月17日)	0.0300
第７期 (令和５年４月18日～令和５年10月16日)	0.0500
第８期 (令和５年10月17日～令和６年４月15日)	0.0500
第９期 (令和６年４月16日～令和６年10月15日)	0.0500
第10期 (令和６年10月16日～令和７年４月15日)	0.0500
第11期 (令和７年４月16日～令和７年10月15日)	0.0500
第12期 (令和７年10月16日～令和８年４月15日)	0.0500

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第１期 (令和２年４月20日～令和２年10月15日)	13.3
第２期 (令和２年10月16日～令和３年４月15日)	20.4
第３期 (令和３年４月16日～令和３年10月15日)	0.6
第４期 (令和３年10月16日～令和４年４月15日)	△7.7
第５期 (令和４年４月16日～令和４年10月17日)	0.8
第６期 (令和４年10月18日～令和５年４月17日)	12.8
第７期 (令和５年４月18日～令和５年10月16日)	2.2
第８期 (令和５年10月17日～令和６年４月15日)	31.2
第９期 (令和６年４月16日～令和６年10月15日)	△2.3
第10期 (令和６年10月16日～令和７年４月15日)	△4.6

第11期 （令和７年４月16日～令和７年10月15日）	59.7
第12期 （令和７年10月16日～令和８年４月15日）	25.4

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第１期 （令和２年４月20日～ 令和２年10月15日）	800,677,041	179,659,861	621,017,180
第２期 （令和２年10月16日～ 令和３年４月15日）	283,088,859	330,614,985	573,491,054
第３期 （令和３年４月16日～ 令和３年10月15日）	233,221,986	157,788,085	648,924,955
第４期 （令和３年10月16日～ 令和４年４月15日）	63,903,400	230,715,217	482,113,138
第５期 （令和４年４月16日～ 令和４年10月17日）	61,109,293	136,098,397	407,124,034
第６期 （令和４年10月18日～ 令和５年４月17日）	106,284,494	129,864,197	383,544,331
第７期 （令和５年４月18日～ 令和５年10月16日）	21,952,077	77,978,217	327,518,191
第８期 （令和５年10月17日～ 令和６年４月15日）	81,314,861	25,252,287	383,580,765
第９期 （令和６年４月16日～ 令和６年10月15日）	102,709,195	1,110,186	485,179,774
第10期 （令和６年10月16日～ 令和７年４月15日）	169,304,727	8,967,995	645,516,506
第11期 （令和７年４月16日～ 令和７年10月15日）	221,099,390	28,658,034	837,957,862
第12期 （令和７年10月16日～ 令和８年４月15日）	79,906,146	97,255,929	820,608,079

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

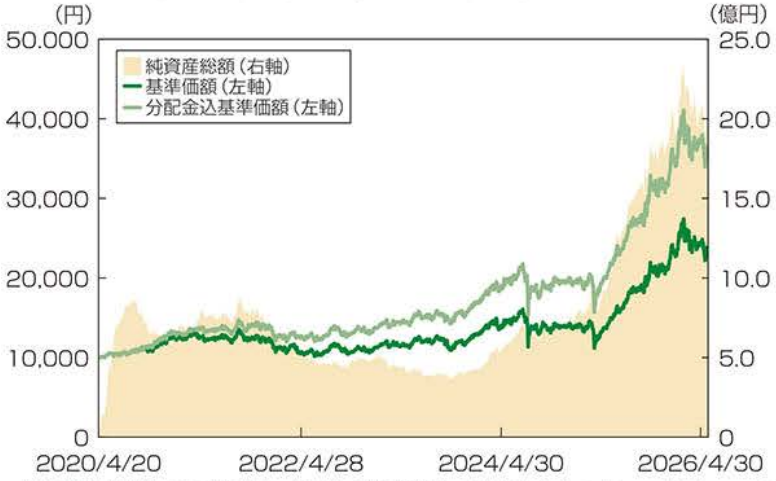
（参考情報）

（2026年5月29日現在）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

●基準価額・純資産総額の推移

当初設定日（2020年4月20日）～2026年5月29日



＊分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして表示しています。

●基準価額と純資産総額

基準価額（1万口当たり）	23,407円
純資産総額	1,974百万円

●分配の推移（1万口当たり、税引前）

2026年 4月	500円
2025年10月	500円
2025年 4月	500円
2024年10月	500円
2024年 4月	500円
設定来累計	5,600円

主要な資産の状況

●資産配分

資産の種類	組入比率
株式	85.43%
現金・その他	14.57%
合計	100.00%

●組入上位10業種

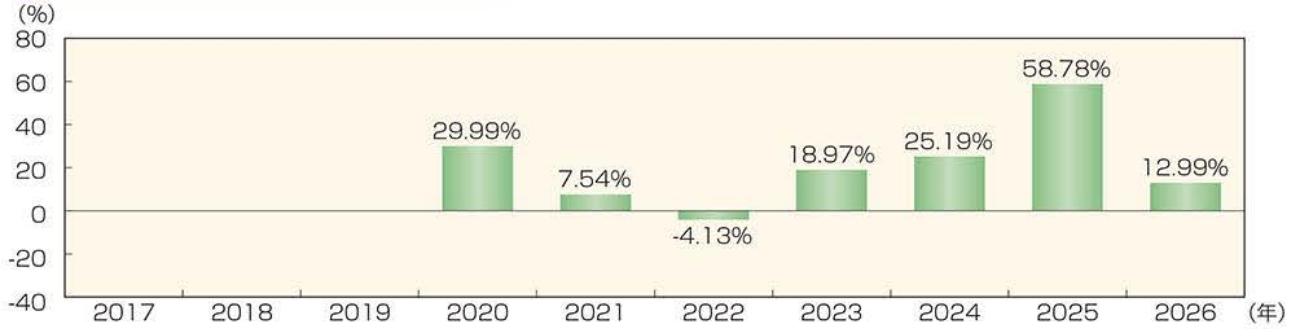
	業種	組入比率		業種	組入比率
1	機械	24.78%	6	化学	6.68%
2	精密機器	13.25%	7	ガラス・土石製品	4.08%
3	電気機器	11.69%	8	鉱業	3.00%
4	建設業	9.47%	9	食料品	2.41%
5	輸送用機器	7.71%	10	卸売業	1.25%

●組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率		銘柄名	業種	組入比率
1	豊和工業	機械	4.48%	6	沖電気工業	電気機器	3.41%
2	東洋炭素	ガラス・土石製品	4.08%	7	長野計器	精密機器	3.35%
3	助川電気工業	精密機器	3.63%	8	放電精密加工研究所	機械	3.32%
4	カーリット	化学	3.52%	9	東京計器	精密機器	3.24%
5	日本アビオニクス	電気機器	3.44%	10	三菱化工機	機械	3.19%

※資産配分・組入上位10業種・組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対するカレラ 日本小型株式マザーファンドの組入資産評価額の割合に基づいております。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資ベース）をもとに算出した騰落率です。
※2020年は設定日（2020年4月20日）から年末までの収益率、2026年は1月1日から5月29日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（１口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが各営業日の午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関に当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが各営業日の午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ニッチ小型株）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://www.carrera-am.co.jp/
・電話番号　03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

１口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して４営業日目から受益者に支払います。
受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り
受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。ただし、販売会社によっては、買取請求の受付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。
なお、振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。
受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。
販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ニッチ小型株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 当ファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

マザーファンド受益証券：

計算日の基準価額で評価します。

③ マザーファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

株式：

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託契約締結日から2053年４月15日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年４月16日から10月15日まで、10月16日から翌年４月15日までとします。

② 上記①の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2053年４月15日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了

イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

② 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②のイ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものと

し、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を３ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

イ．委託会社は、６ヵ月ごと（毎年４月および10月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。

ハ．上記ロ.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

イ．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。

ロ．イ．の電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して４営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記③の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「３ 資産管理等の概要（５）その他 ① 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「３ 資産管理等の概要（５）その他 ② 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：https://www.carrera-am.co.jp/

・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６か月であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第 12 期計算期間は、令和７年 10 月 16 日から令和８年４月 15 日までといたします。

３．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期計算期間（令和７年 10 月 16 日から令和８年４月 15 日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和８年６月 22 日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

UHY 東京監査法人

東京都品川区

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ニッチ　日本小型株ファンドの令和７年 10 月 16 日から令和８年４月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ニッチ日本小型株ファンドの令和８年４月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1【財務諸表】
【ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 （令和７年10月15日現在）	第12期 （令和８年４月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,290,180	101,447,346
親投資信託受益証券	1,554,981,310	1,889,051,514
未収利息	721	1,389
流動資産合計	1,660,272,211	1,990,500,249
資産合計	1,660,272,211	1,990,500,249
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,897,893	41,030,403
未払受託者報酬	242,978	374,454
未払委託者報酬	9,024,869	13,908,295
その他未払費用	1,131,301	1,175,891
流動負債合計	52,297,041	56,489,043
負債合計	52,297,041	56,489,043
純資産の部		
元本等		
元本	837,957,862	820,608,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	770,017,308	1,113,403,127
（分配準備積立金）	481,283,426	764,757,938
元本等合計	1,607,975,170	1,934,011,206
純資産合計	1,607,975,170	1,934,011,206
負債純資産合計	1,660,272,211	1,990,500,249

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 令和７年４月16日 至 令和７年10月15日	第12期 自 令和７年10月16日 至 令和８年４月15日
営業収益		
受取利息	41,369	92,197
有価証券売買等損益	565,139,205	429,070,204
営業収益合計	565,180,574	429,162,401
営業費用		
受託者報酬	242,978	374,454
委託者報酬	9,024,869	13,908,295
その他費用	1,131,301	1,175,891
営業費用合計	10,399,148	15,458,640
営業利益又は営業損失（△）	554,781,426	413,703,761
経常利益又は経常損失（△）	554,781,426	413,703,761
当期純利益又は当期純損失（△）	554,781,426	413,703,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,135,538	37,282,667
期首剰余金又は期首欠損金（△）	150,116,105	770,017,308
剰余金増加額又は欠損金減少額	123,952,380	98,511,504
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	123,952,380	98,511,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,799,172	90,516,376
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,799,172	90,516,376
分配金	41,897,893	41,030,403
期末剰余金又は期末欠損金（△）	770,017,308	1,113,403,127

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.　その他	当ファンドの計算期間は、令和７年10月16日から令和８年４月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第11期 （令和７年10月15日現在）	第12期 （令和８年４月15日現在）
1. 期首元本額	645,516,506円	837,957,862円
期中追加設定元本額	221,099,390円	79,906,146円
期中一部解約元本額	28,658,034円	97,255,929円
2. 元本の欠損	－円	－円
3. 計算期間末日における受益権の総数	837,957,862口	820,608,079口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第11期 自　令和７年４月16日 至　令和７年10月15日		第12期 自　令和７年10月16日 至　令和８年４月15日	
1. その他費用の内訳				
信託事務費用		1,131,301円		1,175,891円
2. 分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	A	12,448,992円	A	21,886,052円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	462,990,175円	B	354,535,042円
収益調整金額	C	288,733,882円	C	348,645,189円
分配準備積立金額	D	47,742,152円	D	429,367,247円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	811,915,201円	E=A+B+C+D	1,154,433,530円
当ファンドの期末残存口数	F	837,957,862口	F	820,608,079口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,689円	G=E/F*10,000	14,068円
10,000口当たり分配金額	H	500円	H	500円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,897,893円	I=F*H/10,000	41,030,403円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第11期 自　令和７年４月16日 至　令和７年10月15日	第12期 自　令和７年10月16日 至　令和８年４月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第 11 期 （令和７年 10 月 15 日現在）	第 12 期 （令和８年４月 15 日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	①有価証券（株式） 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	①有価証券（株式） 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第 11 期（自 2025 年４月 16 日　至 2025 年 10 月 15 日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	544,557,095
合計	544,557,095

第 12 期（自 2025 年 10 月 16 日　至 2026 年４月 15 日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	383,169,114
合計	383,169,114

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	第 11 期 （令和７年 10 月 15 日現在）	第 12 期 （令和８年４月 15 日現在）
1 口当たり純資産額 （10,000 口当たり純資産額）	1.9189 円 （19,189 円）	2.3568 円 （23,568 円）

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券（令和８年４月 15 日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	カレラ　日本小型株式マザーファンド	233,397,768	1,889,051,514	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：97.7%	233,397,768	1,889,051,514 100.0%	
合計				1,889,051,514	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）
当ファンドは「カレラ　日本小型株式マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
当ファンドの投資対象ファンドの状況は、以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

カレラ　日本小型株式マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（令和７年10月15日現在）	（令和８年４月15日現在）
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	463,408,388	1,618,662,506
株式	8,589,595,200	11,714,389,000
未収入金	－	104,399,063
未収配当金	43,119,600	118,990,500
未収利息	3,174	22,173
流動資産合計	9,096,126,362	13,556,463,242
資産合計	9,096,126,362	13,556,463,242
負債の部		
流動負債		
未払金	－	65,308,676
流動負債合計	－	65,308,676
負債合計	－	65,308,676
純資産の部		
元本等		
元本	1,427,761,191	1,666,879,239
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,668,365,171	11,824,275,327
元本等合計	9,096,126,362	13,491,154,566
純資産合計	9,096,126,362	13,491,154,566
負債純資産合計	9,096,126,362	13,556,463,242

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和７年10月16日 至　令和８年４月15日
1.　有価証券の評価基準及び方法	株式 　移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.　収益・費用の計上基準	受取配当金 　原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 　約定日基準で計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	マザーファンドの計算期間 　当マザーファンドの計算期間は原則として毎年５月 16 日から翌年５月 15 日までとしております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和７年４月16日 至 令和７年10月15日	自 令和７年10月16日 至 令和８年４月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 　また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	（令和７年10月15日現在）	（令和８年４月15日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	①有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	①有価証券 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	（令和７年10月15日現在）	（令和８年４月15日現在）
1.　期首元本額	1,385,278,341円	1,427,761,191円
期中追加設定元本額	281,004,662円	613,812,402円
期中一部解約元本額	238,521,812円	374,694,354円
2.　元本の欠損	－円	－円
3.　当該計算期間の末日における受益権の総数	1,427,761,191口	1,666,879,239口

（有価証券に関する注記）
（自 2025年４月16日 至 2025年10月15日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,111,411,568
合計	2,111,411,568

（自 2025年10月16日 至 2026年４月15日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,103,254,714
合計	3,103,254,714

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	（令和７年10月15日現在）	（令和８年４月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	6.3709円 （63,709円）	8.0937円 （80,937円）

（３）附属明細表

①有価証券明細表（令和８年４月15日現在）

(ア)株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	Ｋ＆Ｏエナジーグループ	100,000	4,960.00	496,000,000	
		東鉄工業	81,000	5,500.00	445,500,000	
		東京エネシス	120,000	1,786.00	214,320,000	
		太平電業	102,000	2,935.00	299,370,000	
		明星工業	178,000	1,861.00	331,258,000	
		オカムラ食品工業	201,000	1,214.00	244,014,000	
		カーリット	180,000	2,688.00	483,840,000	
		中国塗料	122,000	3,205.00	391,010,000	
		三光合成	36,000	869.00	31,284,000	
		東洋炭素	87,000	5,850.00	508,950,000	
		神鋼鋼線工業	100,000	1,483.00	148,300,000	
		タクマ	59,000	2,780.00	164,020,000	
		豊和工業	329,000	1,393.00	458,297,000	
		石川製作所	213,000	2,070.00	440,910,000	
		木村工機	25,000	11,730.00	293,250,000	
		平田機工	110,000	2,970.00	326,700,000	
		レオン自動機	127,000	1,528.00	194,056,000	
		三菱化工機	139,000	3,045.00	423,255,000	
		放電精密加工研究所	158,000	3,175.00	501,650,000	
		中北製作所	77,000	5,620.00	432,740,000	
		寺崎電気産業	128,000	4,020.00	514,560,000	
		正興電機製作所	90,000	2,563.00	230,670,000	
		沖電気工業	147,000	2,985.00	438,795,000	
		日本アビオニクス	72,000	6,480.00	466,560,000	
		ジャパンエンジンコーポレーション	34,000	11,760.00	399,840,000	
		ダイハツインフィニアース	210,000	2,241.00	470,610,000	
		名村造船所	60,000	4,030.00	241,800,000	
		助川電気工業	93,000	6,110.00	568,230,000	
		長野計器	152,000	3,090.00	469,680,000	
		東京計器	69,000	7,480.00	516,120,000	
		ＩＭＶ	135,000	3,140.00	423,900,000	
		泉州電業	23,000	6,300.00	144,900,000	
	計	銘柄数：32	3,757,000		11,714,389,000	
		組入時価比率：86.8%			100.0%	
	合計		3,757,000		11,714,389,000	

(注) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド」

（2026年５月29日現在）

Ⅰ　資産総額	1,978,584,475円
Ⅱ　負債総額	3,824,996円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,974,759,479円
Ⅳ　発行済数量	843,669,540口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3407円

＜参考＞

「カレラ 日本小型株式マザーファンド」

純資産額計算書

（2026年５月29日現在）

Ⅰ　資産総額	13,623,155,165円
Ⅱ　負債総額	146,340,652円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,476,814,513円
Ⅳ　発行済数量	1,674,141,781口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	8.0500円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者名簿について
作成しません。

３．受益者集会
受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

４．受益者に対する特典
該当事項はありません。

５．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金等（2026年５月末日現在）

① 資本金の額

１億6,240万円

② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

③ 発行済株式総数

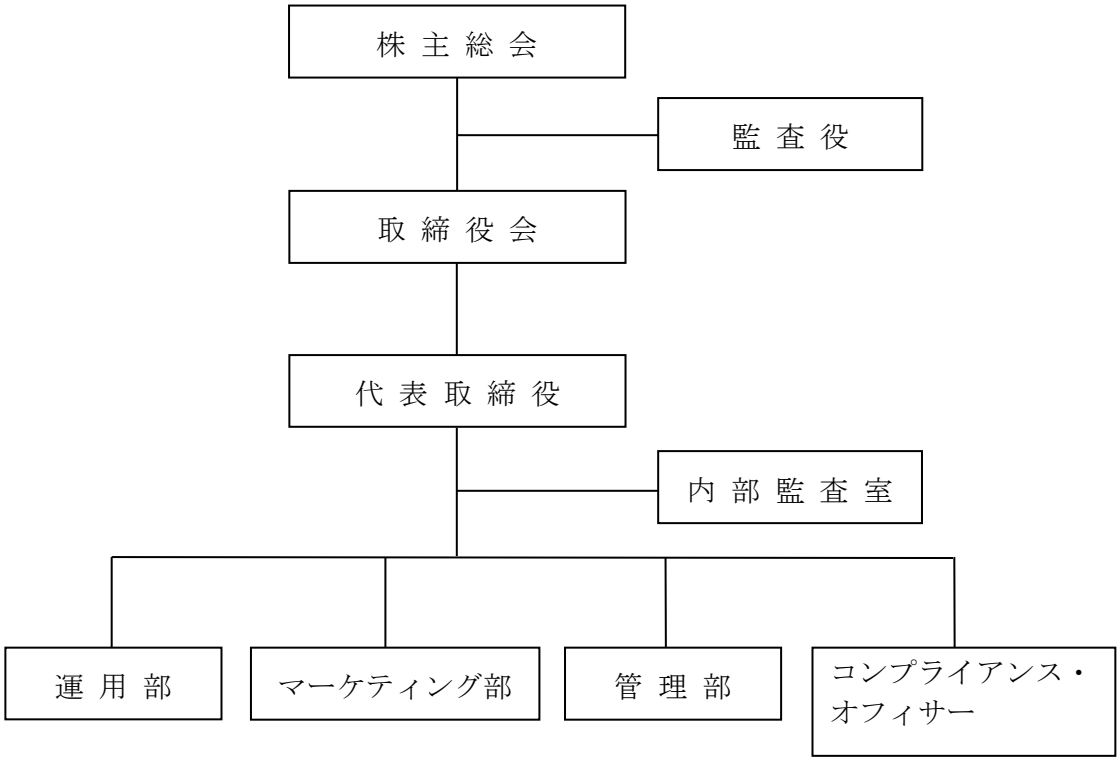
790株（普通株式）

④ 過去５年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の組織図

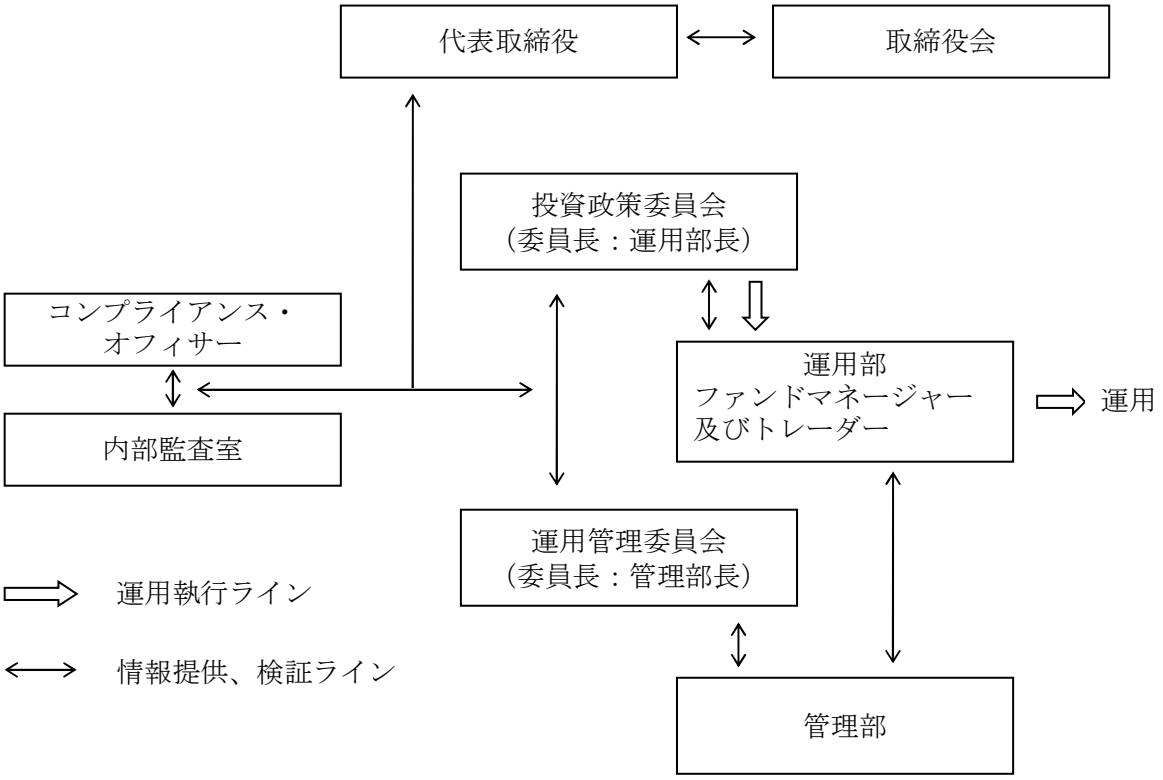


（注）上記組織は、2026年５月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は３名以上、監査役は１名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後１年以内、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2026年５月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2026 年５月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	36 本	101,187 百万円
合計			36 本	101,187 百万円

（親投資信託を除く）

３【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期事業年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和８年６月８日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

UHY 東京監査法人
東京都品川区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　[redacted]

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの第 15 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和８年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

財務諸表等

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		第14期 （令和７年３月31日現在）		第15期 （令和８年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
Ⅰ　流動資産					
1　現金及び預金			793,453		867,846
2　前払費用			1,456		1,456
3　未収委託者報酬			106,393		151,337
4　未収入金			26,594		28,879
5　未収投資助言報酬			244		143
流動資産合計			928,141		1,049,663
Ⅱ　固定資産	※1				
1　有形固定資産			3,504		2,672
（1）器具備品		3,504		2,672	
2　無形固定資産			2,167		1,964
（1）ソフトウェア		2,167		1,964	
3　投資その他の資産			5,567		5,756
（1）繰延税金資産		5,567		5,756	
固定資産合計			11,240		10,392
資産合計			939,381		1,060,055

区分	注記番号	第14期 （令和７年３月31日現在） 金額（千円）		第15期 （令和８年３月31日現在） 金額（千円）	
（負債の部）					
Ⅰ　流動負債					
１　未払金			118,793		151,392
（１）未払手数料	※２	63,835		90,686	
（２）その他未払金		54,957		60,705	
２　未払法人税等			37,429		36,698
３　未払消費税等			11,598		12,967
４　賞与引当金			6,100		6,620
流動負債合計			173,921		207,678
Ⅱ　固定負債					
１　退職給付引当金			1,276		1,317
固定負債合計			1,276		1,317
負債合計			175,197		208,995
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
１　資本金			162,400		162,400
２　資本剰余金			162,400		162,400
（１）資本準備金		162,400		162,400	
３　利益剰余金			439,384		526,260
（１）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		439,384		526,260	
株主資本合計			764,184		851,060
純資産合計			764,184		851,060
負債及び純資産合計			939,381		1,060,055

（２）【損益計算書】

		第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）		第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
Ⅰ　営業収益					
１　委託者報酬			986,072		1,164,096
２　投資助言報酬			1,657		1,527
営業収益合計			987,729		1,165,623
Ⅱ　営業費用					
１　支払手数料	※１		626,828		743,339
２　委託計算費			37,983		41,502
３　調査費			14,810		14,135
４　営業雑経費			10,285		11,109
（１）通信費		3,477		3,302	
（２）協会費		1,411		1,411	
（３）印刷費		5,396		6,396	
営業費用合計			689,908		810,086
Ⅲ　一般管理費					
１　給料			99,761		116,563
（１）役員報酬		12,561		12,862	
（２）給料・手当		68,762		77,086	
（３）賞与		6,611		12,756	
（４）法定福利費		11,826		13,857	
２　旅費交通費			2,772		3,168
３　不動産賃借料			15,792		15,714
４　業務委託費			3,389		3,339
５　賞与引当金繰入			6,100		6,620
６　退職給付引当金繰入			1,251		854
７　租税公課			4,955		5,398
８　減価償却費	※２		1,989		2,251
９　その他一般管理費			1,815		1,844
一般管理費合計			137,828		155,756
営業利益			159,992		199,781

区分	注記番号	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日） 金額（千円）		第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日） 金額（千円）	
Ⅳ　営業外収益					
1　受取利息			37		148
2　賞与引当金戻入					693
営業外収益合計			37		842
経常利益			160,029		200,623
税引前当期純利益			160,029		200,623
法人税、住民税及び事業税			51,193		59,425
法人税等調整額			△985		△188
当期純利益			109,821		141,386

（３）【株主資本等変動計算書】

	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260

	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260
株主資本合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060
純資産合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060

重要な会計方針

1　固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　3年～20年 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2　引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3　収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 （令和７年３月31日現在）	第15期 （令和８年３月31日現在）
※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　6,901千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　4,922千円	※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　7,777千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　5,876千円
※２．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　50,466千円	※２．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　62,166千円

（損益計算書関係）

第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　457,262千円	※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　507,251千円
※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　1,989千円 有形固定資産減価償却費額　1,171千円 無形固定資産減価償却費額　817千円	※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　2,251千円 有形固定資産減価償却費額　1,298千円 無形固定資産減価償却費額　953千円

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和６年６月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	57,000	令和６年３月31日	令和６年６月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和７年６月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	利益剰余金	69,000	令和７年３月31日	令和７年６月19日

第15期（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和７年６月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	69,000	令和７年３月31日	令和７年６月19日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和８年６月17日 定時株主総会	普通株式	68,730	利益剰余金	87,000	令和８年３月31日	令和８年６月18日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

②　市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③　資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期（令和７年３月31日現在）

令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	793,452	793,453	－
（２）未収委託者報酬	106,393	106,393	－
（３）未収投資助言報酬	244	244	－
（４）未収入金	26,594	26,594	－
資産計	926,685	926,685	－
（５）未払金	(118,793)	(118,793)	－
未払手数料	(63,835)	(63,835)	－
その他未払金	(54,957)	(54,957)	－

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第14期（令和７年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル１	レベル２	レベル３
（１）現金及び預金	－	793,453	－
（２）未収委託者報酬	－	106,393	－
（３）未収投資助言報酬	－	244	－
（４）未収入金	－	26,594	－
資産計		926,685	
（５）未払金	－	(118,793)	－
未払手数料	－	(63,835)	－
その他未払金	－	(54,957)	－

第15期（令和８年３月31日現在）

令和８年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	867,846	867,846	－
（２）未収委託者報酬	151,337	151,337	－
（３）未収投資助言報酬	143	143	－
（４）未収入金	28,879	28,879	－
資産計	1,048,206	1,048,206	－
（５）未払金	(151,392)	(151,392)	－
未払手数料	(90,686)	(90,686)	－
その他未払金	(60,705)	(60,705)	－

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時

価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第15期（令和８年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル１	レベル２	レベル３
（１）現金及び預金	－	867,846	－
（２）未収委託者報酬	－	151,337	－
（３）未収投資助言報酬	－	143	－
（４）未収入金	－	28,879	－
資産計		1,048,206	
（５）未払金	－	(151,392)	－
未払手数料	－	(90,686)	－
その他未払金	－	(60,705)	－

（有価証券関係）

第14期（令和７年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第15期（令和８年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第14期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
１　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　903 賞与引当金　1,867 未払金　206 未払事業税　2,109 退職給付引当金　390 一括償却資産　40 前払費用　49 合計　5,567 繰延税金資産合計　5,567	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　821 賞与引当金　2,027 未払金　207 未払事業税　2,246 退職給付引当金　415 一括償却資産　20 前払費用　18 合計　5,756 繰延税金資産合計　5,756
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	17,360	投資運用業
スイス株式ファンド	11,568	投資運用業
カレラ Jリートファンド	95,672	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,966	投資運用業
オランダ株式ファンド	25,920	投資運用業
ロシア株式ファンド	299	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	20,497	投資運用業
イタリア株式ファンド	12,657	投資運用業
フランス株式ファンド	15,924	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	46,440	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	46,322	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,329	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	40,747	投資運用業

３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	70,786	投資運用業
テキサス州株式ファンド	13,856	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,831	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	13,772	投資運用業
オーストラリアリートファンド	30,134	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,092	投資運用業
中欧株式ファンド	15,573	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,817	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,722	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	55,205	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	8,798	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	14,362	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,317	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	28,239	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	29,500	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	31,911	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	89,219	投資運用業
インド株式ファンド	72,913	投資運用業
グローバル食料株ファンド	34,734	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	45,487	投資運用業
カナダ株式ファンド	20,083	投資運用業

セグメント情報

第15期（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第15期（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	16,656	投資運用業
スイス株式ファンド	12,888	投資運用業
カレラ Jリートファンド	99,070	投資運用業
メキシコ株式ファンド	15,271	投資運用業
オランダ株式ファンド	26,436	投資運用業
ロシア株式ファンド	284	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	26,525	投資運用業
イタリア株式ファンド	16,377	投資運用業
フランス株式ファンド	16,140	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	45,814	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	52,719	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	－	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	41,122	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド	67,848	投資運用業

（毎月分配型）		
テキサス州株式ファンド	12,843	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,229	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	28,040	投資運用業
オーストラリアリートファンド	29,413	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	12,506	投資運用業
中欧株式ファンド	26,294	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	33,261	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	7,781	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	93,850	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	20,178	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,999	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,382	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	22,461	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	22,627	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	33,391	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	112,618	投資運用業
インド株式ファンド	62,281	投資運用業
グローバル食料株ファンド	28,180	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	90,345	投資運用業
カナダ株式ファンド	35,329	投資運用業
カレラ日本好配当ファンド） （毎月分配型）	17,257	投資運用業
カレラ英連邦３国ファンド	13,665	投資運用業

（関連当事者との取引）

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	457,262	未払手数料	50,466

（注）１　取引金額には消費税等は含んでおりません。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第15期（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	507,251	未払手数料	62,166

（注）１　取引金額には消費税等は含んでおりません。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
１株当たり純資産額	967,321円65銭	1,077,291円33銭
１株当たり当期純利益	139,014円42銭	178,969円67銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	764,184	851,060
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	－	－
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	764,184	851,060
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	第15期 （自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）
損益計算書上の当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド
信託約款

カレラアセットマネジメント株式会社

（ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド）

運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

カレラ 日本小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式に直接投資する場合があります。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポートフォリオを構築します。

④ 株式への実質投資割合は、原則として高位（概ね80％以上）を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。

⑤ 株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とすることを基本とします。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。

⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

３．収益分配方針

年２回（原則として毎年４月15日、10月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

②　委託者が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

③　留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド
信託約款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、カレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
【信託の目的および金額】
第３条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
【追加信託の限度額】
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
【信託期間】
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から令和35年４月15日まで、または第47条第１項、第48条第１項、第49条第１項、または第51条第２項の規定による信託終了の日までとします。
【受益権の取得申込みの勧誘の種類】
第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
【当初の受益者】
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
【受益権の分割および再分割】
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
【信託日時の異なる受益権の内容】
第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、申込の当日の午後３時30分までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める累積投資約款に従い累積投資契約を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項または第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし

ます。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券
２．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
３．約束手形（１．に掲げるものに該当するものを除きます。）
４．金銭債権（１．および３．に掲げるものに該当するものを除きます。）

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者は、信託金を、主としてカレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるカレラ 日本小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第

２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有する本邦通貨表示のもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条および第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条および第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売出しにより取得する株券
5．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引の運用指図・目的・範囲】

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第２項第1号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託

財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の指図】

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契

約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第29条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第30条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条　委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第37条 この信託の計算期間は、毎年４月16日から10月15日まで、10月16日から翌年４月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は令和２年４月20日から令和２年10月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第39条 投資信託財産に関する租税、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

③ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

１．法律顧問に対する報酬および費用
２．法定目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出にかかる費用
４．投資信託約款および運用報告書の作成、印刷、交付および提供等にかかる費用
５．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付にかかる費用
６．組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
７．投資信託振替制度にかかる手数料および費用
８．証券投資信託管理事務委託手数料
９．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
10．その他、投資信託設定に伴う諸費用

④ 委託者は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産中から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。かかる費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

【信託報酬等の額】
第40条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の133.5の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
【収益の処理方法】
第41条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】
第42条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第43条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】
第43条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④ 一部解約金は、第45条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信

託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第44条　受益者が、収益分配金については第43条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第45条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位（累積投資契約にかかる受益権については、１口の整数倍とします。）をもって、一部解約の実行の請求日の午後３時30分までに当該一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第46条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第47条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成する

ものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第52条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成する

ものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第53条　この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第54条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第55条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.carrera-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用状況に係る情報の提供】

第57条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附　則）

第１条　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

令和２年４月20日

委託者　　東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル12階
カレラアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　　立花　正人

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　　長島　巖

親投資信託
カレラ　日本小型株式マザーファンド
信託約款

カレラアセットマネジメント株式会社

（カレラ 日本小型株式マザーファンド）

運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

② 株式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポートフォリオを構築します。

③ 株式への投資割合は、原則として高位（概ね80％以上）を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。

④ 株式以外の資産の投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とすることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。

⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

親投資信託
カレラ 日本小型株式マザーファンド
信託約款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、カレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第１項および第２項、第26条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
【信託の目的および金額】
第３条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
【追加信託の限度額】
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
【信託期間】
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第43条第１項、第44条第１項、または第46条第２項の規定による信託終了の日までとします。
【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】
第６条　この信託にかかる受益証券（第11条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第７条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行われます。
【受益者】
第７条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするカレラアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。
【受益権の分割および再分割】
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
【追加信託金の計算方法】
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】

第11条　委託者は、第８条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

３．約束手形（１．に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．金銭債権（１．および３．に掲げるものに該当するものを除きます。）

【運用の指図範囲等】

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品

取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有する本邦通貨表示のもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

【利害関係人等との取引等】

第15条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条および第29条ならびに第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条および第29条ならびに第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第16条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第17条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第18条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付

けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。第 16 条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引の運用指図・目的・範囲】

第20条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第２項第1号から第４号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の指図】

第21条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れ】

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとき

は、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条　この信託の計算期間は、毎年５月16日からから翌年５月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は平成28年５月31日から平成29年５月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第35条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支弁します。

【信託報酬】

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差額、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託の一部解約】

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

【信託契約の解約】

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.carrera-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年５月31日

委託者　東京都中央区橋兜町10番３号
カレラアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　立花　正人

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男